

障害者自立支援法の施行に関する意見書

障害者自立支援法は、福祉サービスの一割負担に加え、精神通院医療、更正医療、育成医療を「自立支援医療」として一本化し、原則一割を自己負担とすると定めており、障がい者から負担強化に対する不満、不安の声が強く出されている。

しかも、サービスの具体的な内容は、これから法案の政省令や告示により定められることになっており、サービス内容を左右する「障害程度区分」を含む、213項目の内容が未だに明らかにされていない。

「障害程度区分」は、福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分であり、コンピュータによる一次判定で分けし、審査会における二次判定を経て、市町村が認定する。新たな調査項目にもとづく判定基準（コンピュータソフト）を開発するための試行事業の結果では、一次判定の半数が二次判定で変更されるなど、検討課題が多く残された。厚生労働省は、来年4月の法施行までに開発するとしているが、判定が違えば必要なサービスを受けられなくなる可能性があるため、障がい者の不安は増大する一方である。

よって、国会及び政府においては、法の施行以前に障がい者本人や関係者の意見聴取を引き続き行うとともに、低所得者をはじめ関係者の不安を取り除くよう努め、法の施行にあたっては、十分慎重に対応するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)12月13日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(提出者) 全議員